

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	徳島城博物館	
許 認 可 等 名	徳島城博物館観覧料等の減免	
根 拠 法 令	徳島市立徳島城博物館条例	
根 拠 条 項	第6条	
連 絡 先	(電話 656 - 2525)	
審 査 基 準	<p>徳島市立徳島城博物館条例 (観覧料等の減免) 第6条 市長は、公益上必要があると認めるとき又は特別の事由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減免することができる。</p> <p>徳島市立徳島城博物館の観覧料等に関する規則 (観覧料等の減免) 第2条 条例第6条の規定により徳島市立徳島城博物館の観覧料等の減免を受けようとする者は、観覧料にあつては徳島市立徳島城博物館観覧料減免申請書(別記様式第1号)、使用料にあつては徳島市立徳島城博物館使用料減免申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>徳島市立徳島城博物館観覧料等減免取扱い基準 別添</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 11日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)